

# 2016 年度活動報告レター

## ★ 日頃のご支援に心よりお礼申し上げます ★

2016 年 4 月、障害者差別解消法が施行され、東京都においても条例の制定に向けた検討が始められました。障害当事者個人の人権意識が高まり、相談は増加傾向にあります。しかし、障害者差別解消法は不当な差別的取り扱い、合理的配慮をしないの 2 種類の差別を禁止していますが、個別・具体的な検討、つまり対話を通して生きにくさや困難さを減らしていくしか方法はなく、実際、建設的対話の成立は困難さを極めています。また、同年 7 月に起きた相模原障害者殺傷事件は、障害当事者にとって、私たちが生きることを根底から否定されるような衝撃的なことでした。

この双方からみえるのは障害者が障害のない者と同等に生きる権利を社会に根付かせる必要性があることです。既存の法制度では補うことのできない権利意識、または権利条約がめざすインクルーシブ社会の実現には当事者主体の権利擁護の内実をさらに高めることが求められています。

2016 年度、当センターでは障害当事者 6 人の体制で相談業務を行ってきました。相談協力員、運営アドバイザー、協力弁護士のみなさまには多大なご協力をいただきました。関係者各位のご支援に心よりお礼申し上げます。

所長 八柳 卓史

## ★ 2016 年度のご相談傾向について ★

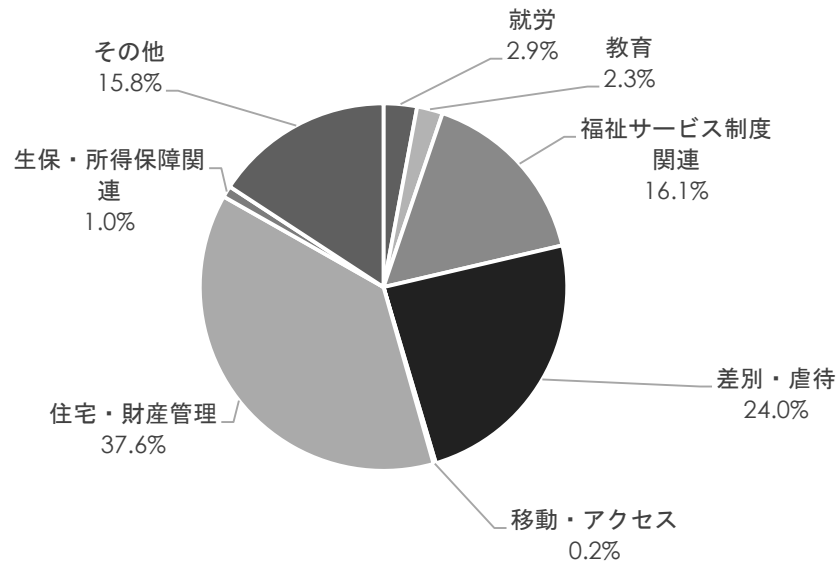
当センターでは分野ごとに縦割りで設けられた各種の相談支援事業が形式的対応にとどまり、実効性が中々期待できない中で、相談員が自分自身の障害にかかわる体験を活かしながら、相談当事者の側にたって問題の解決に向けて相手側と調整・斡旋などを行い、少しでも相談当事者の納得のいく解決につなげるための取り組みを行っています。

障害者差別解消法における合理的配慮がらみの相談を事例として紹介します。

一つは、聴覚障害児の私立高校受験拒否で、2015 年の 6 月に、受験面接に手話通訳者の同席と、英語のヒアリング・スピーキング試験の代替試験の拒否により受験の機会を奪われたケースです。2016 年 4 月に当該高校に申し入れに赴き、差別解消法による合理的配慮不提供の典型的なケースであることを訴え、今後、同高校にて、このような取り扱いは行わないことを確約させました。

二つめは、合理的配慮の逆転理解のケースで、福祉系の資格取得の専門学校で、入学後、高次脳機能障害を明らかにした後、実習派遣を拒否され、最終的には退学を余儀なくされたケースです。この時、学校側は「実習へ行かせなかったのは配慮だった」と言い、行政の相談窓口もその事を追認する発言をしていると訴えがありました。遠方のため障害当事者が話し合いに同席するなどの支援ができず、建設的対話の成立が困難で、解決の見通しがありません。

## 図 相談の内訳



全体の内訳は、就労 2.9%、教育 2.3%、福祉サービス制度関連 16.1%、差別・虐待 24.0%、移動・アクセス 0.2%、住宅・財産管理 37.6%、生保・所得保障関連 1%、その他 15.8%でした。

2016年度相談件数は2,857件でした。特に増加が目立ったのは『住宅・財産管理』（前年比974%）、『差別・虐待』（前年比587%）でした。

相談内容	件数	前年比
就労	84	-16%
教育	65	-35%
福祉サービス制度関連	461	361%
差別・虐待	687	587%
移動・アクセス	6	-94%
住宅・財産管理	1,074	974%
生保・所得保障関連	29	-71%
その他	451	351%

『住宅・財産管理』、『差別・虐待』では、本人の意向を無視して施設入所を強制した専門職成年後見人の解任を求めた裁判で、高裁まで争った末に敗訴しました。2014年に日本政府が批准した障害者権利条約の第12条では、障害のある人が生活においてあらゆる決定を下す完全かつ平等な権利を有することを保障し、さらに、決定を下すために支援を利用することは本人の権利を損なうものではないと認めています。しかし、成年後見制度は、被後見人の法的能力や権利を制限して保護するというパターンリスティックな制度になっています。本来ならば、本人の意向で自己決定ができるように、実行可能なあらゆる支援を追求していくべきです。また、障害者権利条約第19条に、障害のある人が、他の者と等しく、どこで誰と生活するかを選択できて、特定の生活様式で生活するよう義務づけられないことを規定しています。この裁判を通して、障害者権利条約、そして「本人主体の権利擁護」とはかけ離れた現実が明確に示されました。

2014年8月から相談員をするmmです。mmは常時介助を要し電動車椅子ユーザーです。ここに入職してから電話相談が主であることを知って、言語障害も有するmmは一気に冷めたことを覚えています。案の定、mmが電話に出た途端、電話口で「他の人に代われ！」なんて怒鳴られることもしばしば…。日常生活におけるあらゆる場面で不当な扱いを受けた障害をもつ人たちが当センターに相談してきます。「助けてほしい」としか言えなかったり、高ぶる感情で電話をかけてきたりすることも少なくありません。不当な扱いを受けたら、だれしも驚き、混乱するのは当たり前です。障害者差別解消法では合理的配慮の不提供は差別になりますが、混乱する障害者が望む配慮をその時その場で申し出や説明ができるのでしょうか。当センターでは混乱の中にいる相談者から何が問題なのかを引き出し、本人の望む解決へ向けて、本人のペースに合わせて支援をしていくことが大切な役割の一つと思っています。

相談者本人から自分の納得いかないこと、不思議だなと思うことについての話を聞くところから始まり、そして、私たち相談員の考える実現可能性を伝えていきます。しかし、本人は障害者権利条約を始め法制度の理解が深く、あるべき社会を見据えており、理想と現実のすり合わせや調整に時間がかかっています。相談の多くは、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、慢性疾患・難病などを抱えた方から寄せられ、長期間継続化する傾向があります。mmは先天性の障害なので、これまで数知れない差別に遭遇し、そのたび打開策を見出しながらきました。けれども、自分の障害以外のことに関して知らないことが多く、ただ、人として「ともに生きる」ということを追い求めて、この間過ぎ去った感です。「ともに生きる」と書きましたが、そうではない現実だからこそ様々な課題にぶつかりながら、でも、その希望を携えて、この職を全うしているように思います。半ば予想していたことですが、権利擁護など簡単なことではなく、取るべき手段がなくなり八方塞がりや歯痒く感じることもあるし、自分の中にある優生思想に慄くこともあるし、確かなものが何なのかわからなくなることも…。ただ、障害を理由に、人としての誇りや尊厳、そして機会を奪われるような行為を許してはいけません。そして、どこにもつながれない、既存の法制度の対象にもなれない障害をもつ人への相談にいつそう取り組む必要があると感じています。全国各地の障害当事者が運営する相談機関ともっと連携を取り合い、運動とともに権利確立に向けて地道に活動し続けるしか…。やっぱり、ないですね。

## ★ ご相談の受付時間はこちらです ★

- ▶初めのご相談：電話受付時間 平日  
月曜日（主に男性相談員）14時から17時  
水曜日（主に女性相談員）17時から21時
- ▶電話番号：03-5282-3138（相談専用）
- ▶メールによるご相談：<http://dpi-japan.org/advocacy/advocacy-form/>
- ▶ファックス番号：03-5282-0017
- ▶郵送：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5階  
DPI 障害者権利擁護センター 相談担当宛
- ▶訪問（来所による面談）：要予約（上記までご連絡ください）

～ご相談が増え続ける中、相談員が不在な時は留守番電話を設定しましたが、とても対応に時間がかかっています。何卒ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。～

## DPI 障害者権利擁護センターの運営にご支援を！

当センターは、DPI 日本会議が個人の権利侵害に対応できるようにと 1995 年に創設した権利擁護機関です。障害者に対する差別は多くの場合、差別した側には悪いことをしたという自覚がありません。周囲も「しかたがない」と簡単に差別を認めてしまい、時には差別を訴える障害者を「わがまま」扱いすることもあります。「障害をもっているから」ということで、否定・拒否された時に自己主張することが本当に「わがまま」でしょうか？

当センターでは、障害をもつ相談員が自分の体験を活かして、障害当事者の視点から相談に応じています（主に東京都内対象）。ひとりでは解決できないことでも、第三者が入って話し合いを行うことで、お互いに気づくことや気持ちを落ち着かせることもできると信じ、活動を続けてきました。

当センターでは、障害当事者の方に、気軽に相談をしてもらえるよう、相談の対応はすべて無料で行なっています。しかし、全国から寄せられる相談に対応するためのスタッフ人件費や訪問の際の交通費等、運営資金の調達は常に大きな課題です。「障害者だからしかたがない」とあきらめることなく、すべての人が自信と安心感をもって生活できるよう、当センターの運営に是非、ご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

**【郵便振替】 口座番号：00110-2-47127 口座名：DPI 日本会議**

- ◇ 通信欄に「権利擁護センター寄付金として」とお書きください。明記のない場合は DPI 日本会議活動全体へのご寄付としてお受けいたします。
- ◇ 領収書希望の方は、「領収書希望」と明記の上、お名前、ご住所、電話番号を記入ください。

**【インターネットからの寄付・ご支援】 オンライン寄付サイト「Give One」**

団体名：「DPI 日本会議」 寄付プロジェクト：「障害をもつ人の権利を守るために！」

<http://www.giveone.net/cp/pg/CtrlPage.aspx?ctr=pm&pmk=234>

ジャパンネット銀行振込、クレジットカード、郵便振替・銀行振込から選べます。

<寄付金の税金控除について>

DPI 日本会議は、東京都から 2014 年 3 月 20 日より認定 NPO 法人に認定されており、募金・寄付は控除の対象となります。詳しくは事務局 [03-5282-3730](tel:03-5282-3730) へお問い合わせください。

2016 活動報告レター 第 1 号

発行日 2017 年 8 月 10 日

発行人 DPI 障害者権利擁護センター 八柳卓史

特定非営利活動法人（認定 NPO 法人） DPI 日本会議

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル 5 階

TEL（事務用）03-5282-3137（相談用）03-5282-3138

FAX 03-5282-0017 E メール [kenriyogo@dpi-japan.org](mailto:kenriyogo@dpi-japan.org)